

軽課

新車新規登録 (初度登録)	対象年度	対象・要件等			特別措置の内容
令和2年度 (令和2年4月1日 ～令和3年3月31日)	令和3年度 のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル乗用車（平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合） 			概ね75%軽減
		ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む)	排ガス性能	燃費性能	
			平成17年排ガス規制75%低減 又は 平成30年排ガス規制50%低減	令和2年度燃費基準 +30%達成	概ね75%軽減
				令和2年度燃費基準 +10%達成	概ね50%軽減

重課

新車新規登録等から一定期間経過した自動車（※1） 概ね15%重課（※2）

- ・ガソリン車、LPG車：13年超
- ・ディーゼル車：11年超

※1 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車については、重課の適用外

※2 バス（一般乗合バスを除く）及びトラック（被けん引車を除く）については、おおむね10%重課